



平成 29 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 エイベックス・グループ・ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 C E O 松浦 勝人  
(コード番号：7860 東証第1部)  
問い合わせ先 グループ執行役員グループ管理本部長 畑本 誠一  
T E L 03-5545-9200

## 「業務執行取締役に対する株式報酬の支給のための報酬決定の件」に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「業務執行取締役に対する株式報酬の支給のための報酬決定の件」（以下、「本議案」という）を平成29年6月23日開催予定の当社第30期定時株主総会（以下、「本株主総会」という）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の背景、目的、条件等

当社は、従前より取締役が株主の皆様との利益意識の共有を主眼とし、単年度だけでなく中長期的な視野をもって、業績や株価をより強く意識した経営を動機付けることを目的として、取締役の報酬等に株式報酬型ストックオプション制度を導入しております。

今般、当社は、2017年3月に経済産業省が策定したコーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針にある、中長期的な企業価値向上への動機付けや経営陣と株主の価値共有に資することを目的とし、業務執行取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有することにより、中期的な戦略目標の達成による株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高める新たな役員報酬制度を導入したいと存じます。

現行の役員報酬は、固定報酬である基本報酬と変動報酬である年次賞与及び株式報酬型ストックオプションにより構成されております。新たな役員報酬は、業務執行取締役に対し、基本報酬は現状維持、年次賞与は減額する一方、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に代えて、2.に記載の譲渡制限付株式報酬制度及びパフォーマンス・シェア・ユニット制度（当社普通株式及び納税資金確保のための金銭により支給される）により構成される株式報酬制度（以下、総称して「本制度」という）を新たに導入することにより、結果として株式報酬の占める割合が高まり、利害共有機能の深化、戦略反映機能の強化に資するものと存じます。

当社の取締役の報酬等の額は、平成23年6月26日開催の当社第24期定時株主総会において、平成18年6月25日開催の当社第19期定時株主総会において承認された取締役の報酬等の額とは別枠として、取締役（非常勤取締役及び社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額3億円以内としてご承認をいただいております。

さらに、平成25年6月18日開催の当社第26期定時株主総会において、取締役全員に支給する基本報酬枠を年額8億円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）として、また、業務執行取締役に支給する業績連動報酬枠を当該事業年度の連結当期純利益の10%以内として、それぞれご承認をいただいております。

つきましては、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、当社第26期定時株主総会において承認された取締役の報酬等の額とは別枠として、業務執行取締役に対し、譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億20百万円以内として設定するとともに、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権及び納税資金確保のための金銭の総額を、700,000株に後記の交付時株価を乗じた額以内として設定したいと存じます。

また、本制度に基づく報酬等の支給は、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。なお、本議案の本株主総会への付議を決定する取締役会の決議は、独立社外取締役を委員長とし、その過半数を独立社外役員で構成する任意の報酬委員会の答申に基づき行われております。

現在の取締役は6名（うち業務執行取締役2名）であり、本株主総会において別途ご承認をお願いする予定の取締役選任に関する議案のご承認が得られた場合でも同様となります。

## 2. 本制度の内容

### I. 譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度 I」という）について

本制度 I の概要は、以下のとおりです。

#### ①譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、本制度 I の対象となる各業務執行取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として 1. に記載の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各業務執行取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける各業務執行取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定します。

また、上記金銭報酬債権は、各業務執行取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記③に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

#### ②譲渡制限付株式の総数

業務執行取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 120,000 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができます。

#### ③譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける各業務執行取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

##### (i) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役は、3 年間から 10 年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

##### (ii) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該業務執行取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記 (i) の譲渡制限期間が満了した時点において下記 (iii) の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

##### (iii) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた業務執行取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該業務執行取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

##### (iv) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記 (iii) の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

## II. パフォーマンス・シェア・ユニット制度（以下、「本制度Ⅱ」という）について

### (1) 本制度Ⅱの概要

本制度Ⅱは、本制度Ⅱの対象となる業務執行取締役に対し、当社の中期経営計画の対象期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、平成30年3月31日に終了する事業年度から平成33年3月31日に終了する事業年度までとし、当初の対象期間終了後も新たな中期経営計画が策定される毎に、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度Ⅱを継続することを予定しております）中の当社業績等の数値目標を当社取締役会においてあらかじめ設定し、当該数値目標の達成率等に応じた数の当社普通株式及び納税資金確保のための金銭を、対象期間分の報酬等として交付する業績連動型の報酬制度です。したがって、業務執行取締役への当社普通株式及び納税資金確保のための金銭の交付は、原則として対象期間終了後に行います。なお、本制度Ⅱは、上記数値目標の達成率等に応じて当社普通株式及び納税資金確保のための金銭を交付するものであることから、本制度Ⅱの導入時点では、各業務執行取締役に対してこれらを交付するか否か並びに交付する株式数（以下、「交付株式数」という）及び支給する金銭の額は確定しておりません。

### (2) 本制度Ⅱの仕組み

本制度Ⅱの具体的な仕組みは以下のとおりです。

- ①当社は、本制度Ⅱにおいて使用する各数値目標（営業利益、売上高等により設定されます）や業績連動係数等、交付株式数の具体的な算出にあたって必要となる指標等を当社取締役会において決定します。
- ②当社は、対象期間満了後、当該対象期間における当社業績等の数値目標の達成率等に応じ、各業務執行取締役に割り当てる当社普通株式の数を決定します。
- ③当社は、上記②で決定された各業務執行取締役に割り当てる当社普通株式の数に応じて、各業務執行取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、パフォーマンス・シェア・ユニット制度に関する報酬等として1.に記載の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各業務執行取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当該数の当社普通株式の割当てを受けます。なお、当社普通株式の払込金額は、上記割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。
- ④上記③の当社普通株式の割当てに伴って、各業務執行取締役に納税費用が発生するため、当社は、各業務執行取締役に対し、納税資金確保のため、上記③の金銭報酬債権に加えて、上記③の当社普通株式の割当ての際に各業務執行取締役が負担することとなる納税費用を考慮した額の金銭を支給します。

### (3) 本制度Ⅱに基づき業務執行取締役に交付する当社株式の数及び支給する金銭の額の算定方法

当社は、以下の①の計算式に基づき、各業務執行取締役に交付する当社普通株式の数を算定し（ただし、1株未満の端数が生じた場合には切り捨てるものとする）、②の計算式に基づき、各業務執行取締役に支給する金銭の額を算定します。

#### ①各業務執行取締役に交付する当社普通株式の数

基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%

#### ②各業務執行取締役に支給する金銭の額

基準株式ユニット数（※1）×支給割合（※2）×50%×交付時株価（※3）

※1 当該業務執行取締役の職位を考慮して、当社取締役会において決定します。

※2 営業利益、売上高等による対象期間の数値目標の達成率に応じて、当社取締役会において定める方法により0%から150%の範囲で算定されます。

※3 対象期間終了後における、本制度Ⅱに基づく当社普通株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近日の終値）を基礎として、当社普通株式を引き受ける各業務執行取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する額とします。

なお、上記(2)③の金銭報酬債権及び上記(2)④の納税資金確保のための金銭の総額は、700,000株に交付時株価を乗じた額を上限とします。また、当社が業務執行取締役に本制度Ⅱに基づき割り当てる当社普通株式の総数は、対象期間において350,000株を上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合には、当該併合又は分割の比率に応じて、上記総額の計算の基礎となる株数（700,000株）及び業務執行取締役に割り当てる当社普通株式の総数を調整するものとします。

また、上記(3)①に定める数の当社普通株式の割当てを行うことにより、上記の業務執行取締役割り当てる当社普通株式の総数を超える場合には、当該総数を超えない範囲で、各業務執行取締役に割り当てる株式数を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により減少させます。

(4) 業務執行取締役に対する当社株式の交付要件

本制度Ⅱにおいては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、各業務執行取締役に対して当社普通株式を交付します。当社による当社普通株式の割当ては、当社による新株式発行または自己株式の処分の方法により行われ、当社普通株式を交付する業務執行取締役及び交付株式数は、以下の株式交付要件及び上記(3)記載の算定方法に従い、対象期間経過後の当社取締役会において決定します。

①対象期間中に取締役として在任したこと

②当社取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと

③その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

※業務執行取締役が対象期間中に退任する場合には、対象期間における退任時までの在任期間に応じて取締役会において定める合理的な方法に基づき按分した数の当社普通株式を交付します。また、対象期間中に新たに就任した業務執行取締役についても、在任期間に応じて按分した数の当社普通株式を交付します。

以上